



第11次高齢者保健福祉計画・
第10期介護保険事業計画策定について

計画策定の概要

令和8年8月26日 磐田市介護保険運営協議会



磐田市

磐田市 健康福祉部 福祉政策課

計画策定の根拠	3
計画策定の背景	4~9
他計画との関係	10
計画の期間	11
策定スケジュール	12

法的位置づけ

■老人福祉計画（高齢者保健福祉計画）

老人福祉法第20条の8に基づき、高齢者の福祉の推進を図るために定めなければならない計画。在宅サービスや施設サービスに係る事業及び総合事業等の量の目標を定める。※資料3「介護保険サービスの現状」で説明

■介護保険事業計画

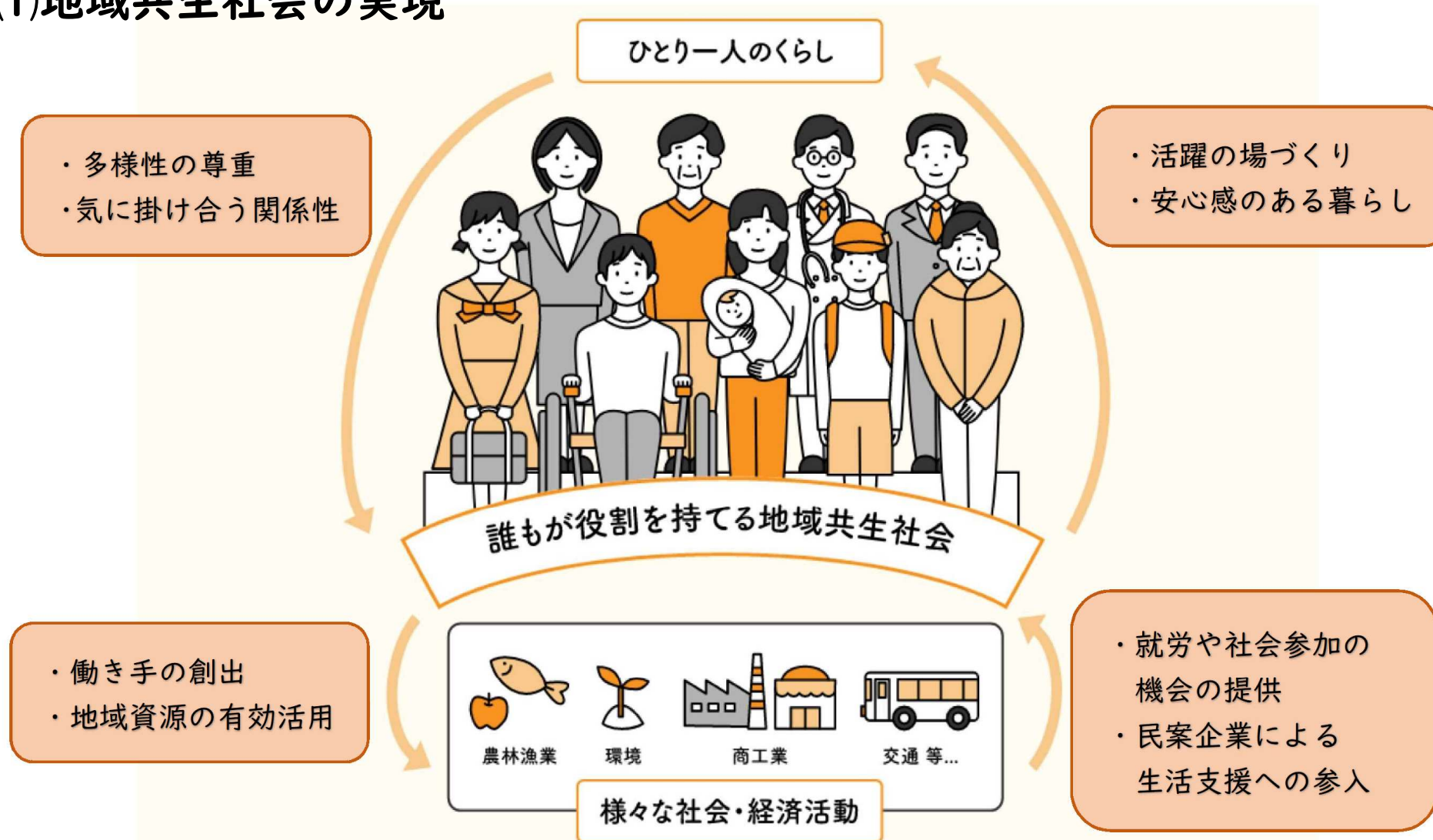
介護保険法第117条に基づき、厚生労働省大臣が定める介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針に即して、市が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るために定めなければならない計画。自立した日常生活の支援、要介護状態の予防、軽減等の施策を定める。

※両計画は、一体的に作成することがそれぞれの法律に定められている。

計画期間：令和9年4月～令和11年3月（3年間）

- (1)地域共生社会の実現
- (2)高齢者人口・世帯の増加
- (3)複雑化・複合化する課題の増加
- (4)日常生活を支援する体制と人材の確保
- (5)「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の公布

(I)地域共生社会の実現



「支える側」と「支えられる側」という従来の関係をこえて、助け合いながら暮らしていくことができる社会。

(2)高齢者人口・世帯の増加

資料2「高齢者の現状と将来推計」にて説明

(3)複雑化・複合化する課題の増加

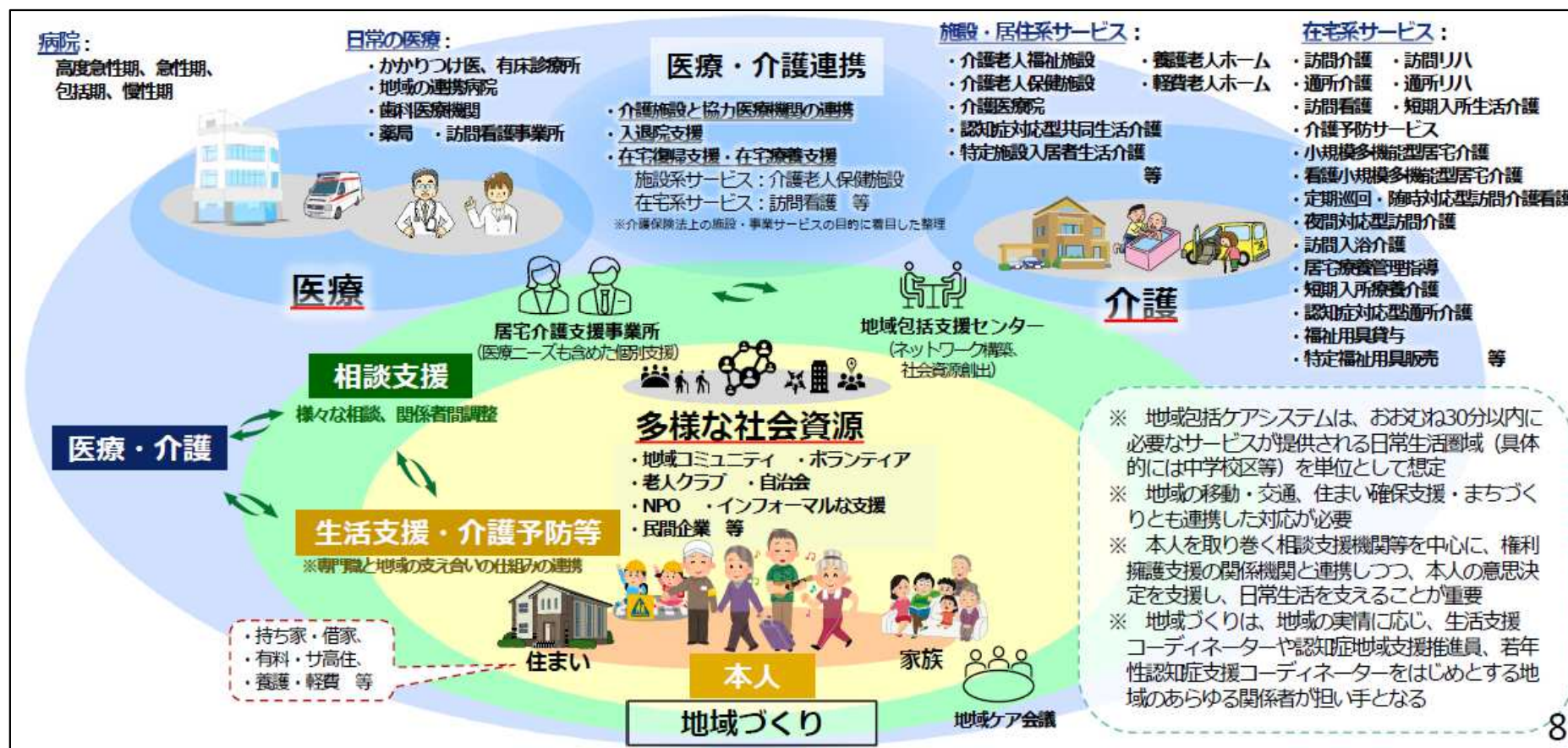
- ・高齡の親と引きこもりの子が同居する8050問題
- ・育児と介護のダブルケア
- ・高齡夫婦や兄弟姉妹間で介護を行う老老介護
- ・頼れる身寄りのない高齡者の社会的孤立

複数の課題が重なり合い、従来の縦割り支援体制だけでは対応が困難なケースが生じており、包括的な対応が求められている。

(4)日常生活を支援する体制と人材確保

介護や支援が必要な方が増加する中、公的なサービスや支援だけでは多様なサービスを提供することができない。

市民・事業者・関係機関・行政など、多様な主体が連携し、地域の課題等に向き合うことが重要になっている。

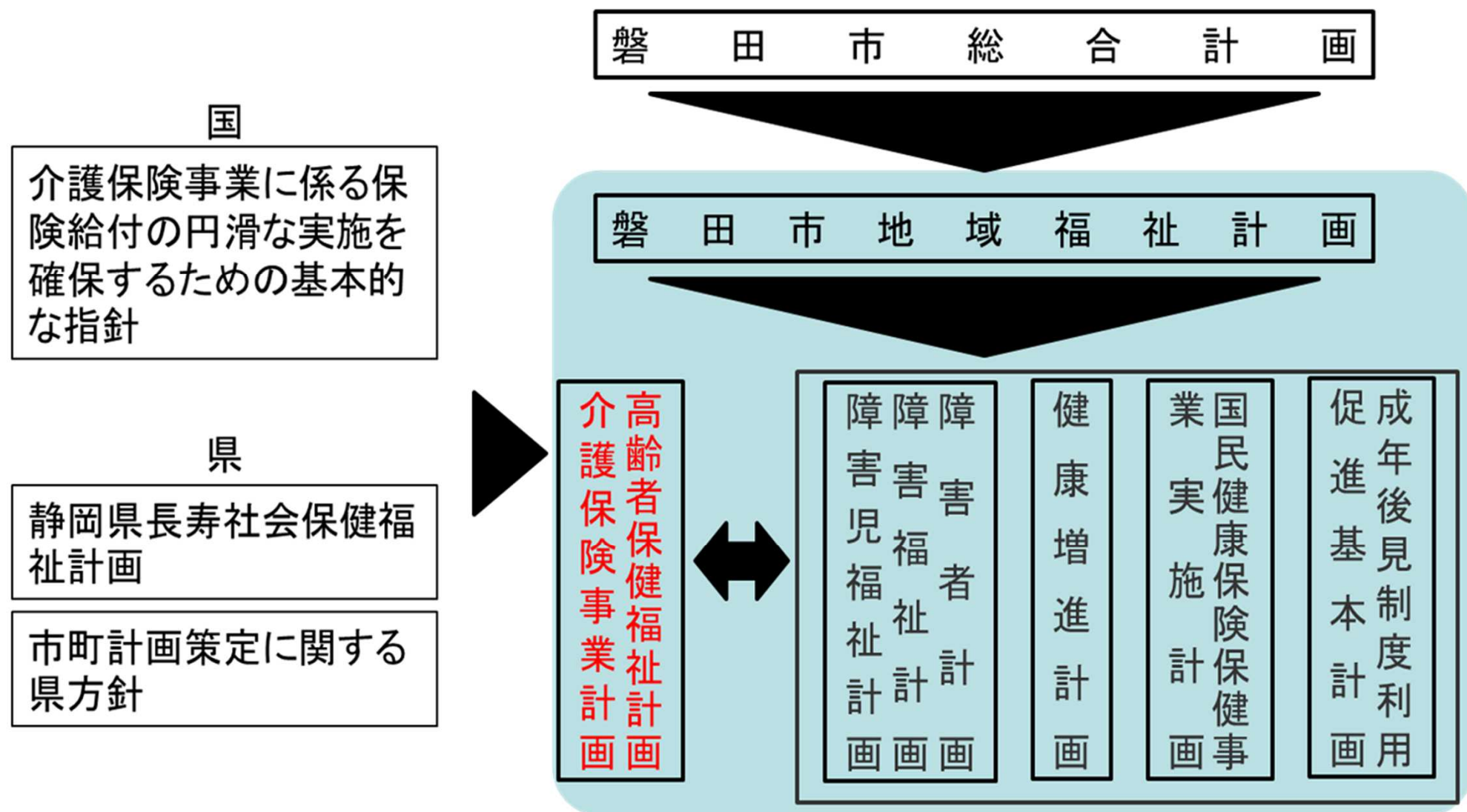


図：厚生労働省「第10期介護保険事業計画策定に向けた準備セミナー」講演資料より 8

(5) 認知症施策推進計画の策定

- ・令和6年1月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」を施行され、自治体ごとに計画を策定することが努力義務とされている。
- ・本市においても、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らせるように、総合的に認知症施策を推進する必要がある。





計画期間図

	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
総合計画									
	第2次						第3次		
地域福祉計画									
	第3次		第4次				第5次		
高齢者保険福祉計画 (介護保険事業計画)									
	第9次 (第8期)			第10次 (第9期)			第11次 (第10期)		

▲
団塊の世代全てが75歳(令和7年度)

計画期間は、令和9年度(2027)から令和11年度(2029)までの3年間です。

年月	内容	備考
R8.8	計画の概要 高齢者の現状と将来推計 介護保険サービスの現状 基本理念及び基本目標	第2回 運営協議会
R8.10	介護保険サービスの今後の見込み及び保険料について 施策の体系図について	第3回 運営協議会
R8.11	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画素案について	第4回 運営協議会
R8.12	パブリックコメント実施	広報紙、 ホームページ等
R9.1	パブリックコメントの結果について 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の最終案について	第5回 運営協議会